

令和7年1月24日  
国土交通省関東地方整備局  
総務部

## 指名停止措置について

関東地方整備局は、河本工業株式会社（所在地 群馬県館林市）に対して、指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1370

○総務部契約課 課長 高橋（内線：2511）

○総務部契約課 課長補佐 倉持（内線：2517）

○企画部技術管理課 課長 佐藤（内線：3311）

○企画部技術調査課 課長補佐 伊藤（内線：3252）

電話：045-211-7412（代表） FAX：045-211-0205

総務部契約管理官 大野（内線：5880）

総務部経理調達課 課長 池田（内線：5870）

○は本件の主務課です

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
河本工業株式会社	群馬県館林市北成島町2544

### 2. 指名停止措置期間

令和7年1月24日から令和7年2月6日まで（2週間）

### 3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

### 4. 事実概要

当該業者は、大宮国道事務所発注の「R5国道17号本庄道路沼和田地区改良工事」において、令和6年9月20日11時30分ごろ、地盤改良工で使用する給水用井戸のさく井中、さく井機駆動部をのぞき込んだ作業員が、さく井機に頭部を挟まれ、死亡する工事関係者事故を発生させた。

### 5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理措置の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第1第7号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4ヵ月以内